

機能性表示食品 届出食品情報 様式Ⅶ

■食品関連事業者に関する基本情報

届出者の法人名	花王株式会社	届出者の代表者 氏名	澤田 道隆
届出者の住所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 14 番 10 号		

・製造者の氏名（製造所又は加工所の名称）及び所在地 ※複数ある場合、全てを記載

※	大同薬品工業株式会社 奈良県葛城市新村 214-1		
消費者対応部 局（お客様相談 室等）の連絡先 （電話番号等）	0120-165-691	情報開示する ウェブサイトのURL ※	www.sofina.co.jp/ip/drink/evi/
※			

・届出事項及び開示情報についての問合せ担当部局

部局	品質保証部門	電話	03-5630-9324
----	--------	----	--------------

■届出食品に関する基本情報

商品名	SOFINA i P(ソフィーナ アイピー)クロロゲン酸 飲料 W	名称 ※	清涼飲料水
食品の区分	加工食品（その他）		

・錠剤、粉末剤、液剤であって、その他加工食品として扱う場合はその理由

本品は 100ml 容量のアルミボトル缶入り清涼飲料水であり、1日 1 本を飲用する飲料として、社会通念上、サプリメントとして認識されずに飲用されている。また、本品は液剤だが、1日 1 本飲みきりタイプの清涼飲料水であり、多量に飲用するようなものではないことから過剰摂取による健康被害の発生のおそれはないものとする。

・当該製品が想定する主な対象者（疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）

※ 冷えを感じる成人健常者
肌の乾燥が気になる成人健常者

・健康増進法施行規則第 11 条第 2 項で定める栄養素の過剰な摂取につながらないとする理由

※ 本品の一日当たりの摂取目安量（1 本 100ml）中に含まれる健康増進法施行規則第 11 条第 2 項で定める主な栄養素の量は以下の通りである。

1. 脂質 0g
2. 糖類 1.7g
(炭水化物 5.4g)
3. 食塩相当量 0.06g
(ナトリウム換算 25mg)

別紙様式 (VII) 【届出データベース入力画面】

脂質に関しては、本品の一日当たりの摂取目安量（1本 100ml）中に含まれる量が 0g であり、過剰摂取にはつながらないと考えられる。

糖類の一日当たりの成人の目安量は、最も目安量の少ない集団（70歳以上、身体活動レベル I、女性）において 37.5g である (*1)。本品 1本に含まれる糖類は 1.7g であり、一日当たりの成人の目安量よりはるかに少ないため、本品の摂取により糖類の過剰摂取にはつながらないと考えられる。

食塩相当量（ナトリウム）の一日当たりの成人の目標量は、男性で 1日 8.0g 未満、女性で 1日 7.0g 未満である (*2)。本品 1本に含まれる食塩相当量は 0.06g で、一日当たりの成人の目標量よりはるかに少ないため、本品の摂取により食塩（ナトリウム）の過剰摂取にはつながらないと考えられる。

以上より、本品 1本に含まれる健康増進法施行規則第 11 条第 2 項で定める栄養素の量は、一日当たりの成人の目安量・目標量と比較してごくわずかであり、過剰摂取にはつながらないと考えられる。

さらに本品は、「本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。」と注意喚起を表示していること、また一日摂取目安量は 1本となっており、意図しない限り多量の摂取が困難であることから、健康増進法施行規則第 11 条第 2 項で定める栄養素の過剰摂取にはつながらないと考えられる。

*1：成人及び子どものための糖類の摂取に関するガイドライン（WHO）（2015年）より、「遊離糖類 free sugars の摂取量を総エネルギー摂取量の 10%未満とすることを強く推奨 strong recommendation」、日本人の食事摂取基準（2015年版）より、「一日の推定エネルギー必要量：70歳以上、身体活動レベル I、女性 1,500kcal」を用いて算出

*2：日本人の食事摂取基準（2015年版）

販売開始予定日 2020年10月1日

※

※作用機序についてファイルを添付すること

- ・別紙様式 (VII) - 1 作用機序に関する説明資料（公開）

※

- ・公開する添付ファイルにマスキングをしたときはマスキングなしのファイルも添付すること（非公開）

- ・その他添付ファイル（非公開）

[※ は入力必須項目]